

平成 28 年 4 月 28 日

各 位

会社名 シャープ株式会社
代表者名 取締役社長 高橋 興三
(コード番号 6753)
問合せ先 広報部長 武浪 裕
TEL 大阪(06)6621-1272
東京(03)5446-8207

普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、基準日より3カ月以内に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1 本種類株主総会に係る基準日等について

当社は、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成28年5月15日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日設定に関する公告（以下、「本基準日設定公告」といいます。）をいたします。

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 基準日 | 平成28年5月15日 |
| (2) 公告日 | 平成28年4月28日 |
| (3) 公告方法 | 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。） |

<http://www.sharp.co.jp/koukoku/>

2 本種類株主総会の招集・基準日設定の目的について

当社は、昨年A種種類株式及びB種種類株式を発行したことにより、普通株式を含め3種類の種類株式を発行する種類株式発行会社となっております。

当社は、平成28年3月30日、鴻海精密工業股份有限公司ほか3社（以下、「本割当予定先」といいます。）を割当先とする第三者割当による新株式の発行（平成28年2月25日及び同年3月30日付のプレスリリースにて開示。以下、「本第三者割当増資」といいます。）を決議し、同年4月2日に本割当予定先との間で株式引受契約を締結しておりますが、C種種類株式に関する定款変更等本第三者割当増資に伴う議案について本種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、本種類株主総会を開催することを予定しており、本基準日設定公告により、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することといたしました。本種類株主総会の開催日時及び開催場所等につきましては、招集通知等にて改めてお知らせいたします。なお、定時株主総会は3月31日を基準日として、6月23日に開催する予定です。

以 上